

## 京都府環境影響評価条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改正案
<p>京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第6条）</p> <p>第2章 技術指針（第7条）</p> <p>第3章 環境影響評価等に関する手続等</p> <hr/> <p>第1節 第二種事業に係る判定等（第8条）</p> <p>第2節 方法書に係る手続（第9条 第13条）</p> <p>第3節 環境影響評価の実施等（第14条・第15条）</p> <p>第4節 準備書に係る手続（第16条 第23条）</p> <p>第5節 評価書に係る手続（第24条 第27条）</p> <p>第6節 事業の実施及び事後調査に関する手続等（第28条・第29条）</p> <p>第7節 事業の内容の変更等の手続（第30条 第33条）</p> <p>第4章 手続に係る特例等（第34条 第39条）</p> <p>第5章 京都府環境影響評価専門委員会（第40条）</p> <p>第6章 雑則（第41条 第47条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第2章 技術指針</p> <p>（技術指針の策定等）</p> <p>第7条 知事は、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に関する指針を定めるものとする。</p> <hr/> <p>(1) 環境影響評価の項目及び_____調査等の手法</p> <p>(2) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>(3) 事後調査の項目及び手法</p> <p>(4) 第9条_____の方法書、第16条第1項の準備書及び第24条の評価書の作成方法</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 知事は、技術指針の内容について常に最新の科学的知見に基づく適切な判断を加え、必要な変更を行うものとする。</p> <p>4 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、京都府環境影響評</p>	<p>京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条 第6条）</p> <p>第2章 技術指針（第7条）</p> <p>第3章 環境影響評価等に関する手続等</p> <p>第1節 配慮書に係る手続（第7条の2 第7条の9）</p> <p>第2節 第二種事業に係る判定等（第8条）</p> <p>第3節 方法書に係る手続（第9条 第13条）</p> <p>第4節 環境影響評価の実施等（第14条・第15条）</p> <p>第5節 準備書に係る手続（第16条 第23条）</p> <p>第6節 評価書に係る手続（第24条 第27条）</p> <p>第7節 事業の実施及び事後調査に関する手続等（第28条・第29条）</p> <p>第8節 事業の内容の変更等の手続（第30条 第33条）</p> <p>第4章 手続に係る特例等（第34条 第39条）</p> <p>第5章 京都府環境影響評価専門委員会（第40条）</p> <p>第6章 雑則（第41条 第47条）</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">第2章 技術指針</p> <p>（技術指針の策定等）</p> <p>第7条 知事は、環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 技術指針には、既に得られている科学的知見に基づき、次に掲げる事項に関する指針を定めるものとする。</p> <p>(1) 事業に係る計画の立案の段階における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項の選定及び当該事項に係る調査等の手法</p> <p>(2) 環境影響評価の項目及び当該項目に係る調査等の手法</p> <p>(3) 環境の保全及び創造のための措置</p> <p>(4) 事後調査の項目及び手法</p> <p>(5) 第7条の3の配慮書、第9条の方法書、第16条第1項の準備書及び第24条の評価書の作成方法</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 知事は、技術指針の内容について常に最新の科学的知見に基づく適切な判断を加え、必要な変更を行うものとする。</p> <p>4 知事は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、京都府環境影響評</p>

価専門委員会(次章及び第4章において「専門委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

- 5 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公示するものとする。

### 第3章 環境影響評価等に関する手続等

価専門委員会(次章及び第4章において「専門委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

- 5 知事は、技術指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公示するものとする。

### 第3章 環境影響評価等に関する手続等

#### 第1節 配慮書に係る手続

##### (計画段階配慮事項についての検討)

第7条の2 次の各号のいずれかに該当する者(法第2章第1節の規定による手続を行う者を除く。以下「第一種事業等を実施しようとする者」という。)は、第一種事業等(第一種事業又は法第2条第3項に規定する第二種事業をいう。以下同じ。)に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、技術指針に基づき、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)ごとに、当該事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域として規則で定める地域(以下「計画段階関係地域」という。)における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

- (1) 第一種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者)
- (2) 法第3条の10第1項に規定する第二種事業を実施しようとする者

##### (配慮書の作成等)

第7条の3 第一種事業等を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)及びこれを要約した書類(以下「配慮書要約書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事及び当該配慮書に係る計画段階関係地域を所管する市町村長(以下「計画段階関係地域市町村長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 第一種事業等を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- (2) 第一種事業等の名称
- (3) 第一種事業等の目的及び内容
- (4) 事業実施想定区域ごとの計画段階関係地域及びその地域の概況
- (5) 計画段階配慮事項ごとに調査等の結果を取りまとめたもの
- (6) その他規則で定める事項

##### (配慮書の公告及び縦覧等)

第7条の4 知事は、前条の規定による配慮書及び配慮書要約書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、配慮書の提出を受けた旨その

他規則で定める事項を公告し、配慮書及び配慮書要約書の写しを公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

2 第一種事業等を実施しようとする者は、前項に規定する縦覧期間中、規則で定めるところにより、配慮書及び配慮書要約書をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一種事業等を実施しようとする者は、第1項に規定する縦覧期間内に、計画段階関係地域内において、配慮書の内容を周知させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(配慮書についての意見書の提出等)

第7条の5 前条第1項の規定による公告があったときは、配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、規則で定めるところにより、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、当該意見の内容を記載した意見書を知事に提出することができる。

2 知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項に規定する提出期限後速やかに、当該意見書の写しを第一種事業等を実施しようとする者及び計画段階関係地域市町村長に送付するものとする。

(配慮書についての知事の意見書の作成等)

第7条の6 知事は、配慮書の内容について、専門委員会の意見を聴いた上で、規則で定める期間内に、環境の保全及び創造に関し配慮すべき事項についての第一種事業等を実施しようとする者に対する意見書を作成するものとする。

2 知事は、前項の意見書を作成しようとするときは、計画段階関係地域市町村長に対し、規則で定める期間以上の期間を指定して、配慮書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を求め、その意見を考慮するとともに、前条第1項の意見書の内容に配慮するものとする。

3 知事は、第1項の意見書を作成したときは、速やかに、これを第一種事業等を実施しようとする者に送付するとともに、その写しを計画段階関係地域市町村長に送付するものとする。

(事業が実施されるべき区域等の決定)

第7条の7 第一種事業等を実施しようとする者は、前条第3項の規定により意見書が送付されたときは、当該意見書に記載された知事の意見を考慮するとともに、第7条の5第1項の意見書に記載された意見に配慮して、配慮書の内容について検討を加え、第7条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定しなければならない。

(事業計画の廃止等に係る届出等)

第7条の8 第一種事業等を実施しようとする者は、第7条の4第1項の規定による公告がされてから第10条第1項の規定による公告がされるまでの間におい

て、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事及び計画段階関係地域市町村長に届け出なければならない。

(1) 第一種事業等を実施しないこととしたとき。

(2) 第7条の3第3号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第一種事業等又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 第一種事業等の実施を他の者に引き継いだとき。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告するものとする。

3 第1項第3号の場合において、引継ぎ後の事業が第一種事業等であるときは、同項の規定による届出までに引継ぎ前の第一種事業等を実施しようとする者が実施したこの条例の規定に基づく計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業等を実施しようとする者となった者が実施したものとみなし、当該引継ぎ前の第一種事業等を実施しようとする者について行われたこの条例の規定に基づく計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種事業等を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

(第二種事業に係る計画段階配慮事項についての検討)

第7条の9 第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、第二種事業に係る計画の立案の段階において、第7条の2の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、1又は2以上の当該事業の実施が想定される区域ごとに、当該事業に係る計画段階関係地域における当該事業に係る環境の保全及び創造のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、当該事業に係る計画段階関係地域における環境の保全及び創造のために配慮すべき事項についての検討その他の手続を行うこととした旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした第二種事業を実施しようとする者については、第一種事業等を実施しようとする者とみなし、第7条の2から前条までの規定を適用する。

## 第2節 第二種事業に係る判定等

(判定等)

第8条 第二種事業を実施しようとする者

\_\_\_\_\_は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に\_\_\_\_\_届け出なければならない。

(1) 第二種事業を実施しようとする者の氏名及び住所\_\_\_\_\_

## 第1節 第二種事業に係る判定等

(判定等)

第8条 第二種事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に書面により届け出なければならない。

(1) 第二種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあっては、その

名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

- (2) 第二種事業の名称
  - (3) 第二種事業の種類及び規模
  - (4) 第二種事業が実施されるべき区域
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、30日以上を指定して、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価等その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の規定による事業区域市町村長の意見が述べられたときは、これを考慮して、規則で定めるところにより、第1項の規定による届出の日から起算して60日以内に、当該届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
- (1) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価等その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び事業区域市町村長に通知すること。
  - (2) この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価等その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び事業区域市町村長に通知すること。
- 4 第1項の規定による届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該届出に係る第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して事業を実施しようとする場合において、当該変更後の事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該事業について、規則で定めるところにより、届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。
- 5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第3項第2号（前項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二種事業に係る工事に着手してはならない。
- 6 第二種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価等その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定による環境影響評価等その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により届け出なければならない。
- 7 知事は、前項の規定による届出があったときは、その書面の写しを事業区域市町村長に送付するものとする。
- 8 第6項の規定による届出に係る第二種事業は、当該届出をもって第3項第1号の措置がとられたものとみなす。

## 第2節 方法書に係る手続

- (2) 第二種事業の名称
  - (3) 第二種事業の種類及び規模
  - (4) 第二種事業が実施されるべき区域
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 知事は、前項の規定による届出に係る第二種事業が実施されるべき区域を所管する市町村長（以下「事業区域市町村長」という。）に当該届出に係る書面の写しを速やかに送付し、30日以上を指定して、この条例（この条を除く。）の規定に基づく環境影響評価等その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の規定による事業区域市町村長の意見が述べられたときは、これを考慮して、規則で定めるところにより、第1項の規定による届出の日から起算して60日以内に、当該届出に係る第二種事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
- (1) この条例（この条を除く。）の規定に基づく環境影響評価等その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び事業区域市町村長に通知すること。
  - (2) この条例（この条を除く。）の規定に基づく環境影響評価等その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び事業区域市町村長に通知すること。
- 4 第1項の規定による届出をした者で前項第1号の措置がとられたものが当該届出に係る第二種事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して事業を実施しようとする場合において、当該変更後の事業が第二種事業に該当するときは、その者は、当該事業について、規則で定めるところにより、届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。
- 5 第二種事業（対象事業に該当するものを除く。）を実施しようとする者は、第3項第2号（前項において準用する場合を含む。）の措置がとられるまでは、当該第二種事業に係る工事に着手してはならない。
- 6 第二種事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例（この条を除く。）の規定に基づく環境影響評価等その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第二種事業を実施しようとする者は、この条例（この条を除く。）の規定に基づく環境影響評価等その他の手続を行うこととした旨を知事に届け出なければならない。
- 7 知事は、前項の規定による届出があったときは、その書面の写しを事業区域市町村長に送付するものとする。
- 8 第6項の規定による届出に係る第二種事業は、当該届出をもって第3項第1号の措置がとられたものとみなす。

## 第3節 方法書に係る手続

(方法書の作成等)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を

\_\_\_\_\_記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)及びこれを要約した書類(以下「方法書要約書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事及び第4号の地域(以下「調査地域」という

\_\_\_\_\_)を所管する市町村長(以下「調査地域市町村長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的及び内容(対象事業の計画の策定に至った検討の状況を含む。)

(4) 環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(5) 対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(方法書説明会の開催)

第10条の2 事業者は、前条第1項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書の内容を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、調査地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、調査地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び調査地域市町村長に届け出なければならない。

3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、調査地域内において、方法書説明会の開催を周知するよう努めなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することのできない理由であつて規則で定めるものにより、前項の規定により周知した方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、速やかに、その旨を知事及び調査地域市町村長に届け出るとともに、前条第1項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書要約書の提

(方法書の作成等)

第9条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針に基づき、次に掲げる事項(配慮書を作成していない場合においては、第6号から第9号までに掲げる事項を除く。)を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)及びこれを要約した書類(以下「方法書要約書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事及び当該方法書に係る調査地域(環境影響評価を実施しようとする地域として規則で定める地域をいう。以下同じ。)を所管する市町村長(以下「調査地域市町村長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的及び内容(対象事業の計画の策定に至った検討の状況を含む。)

(4) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)

(5) 調査地域及びその地域の概況

(6) 第7条の3第5号に掲げる事項

(7) 第7条の5第1項の意見書に記載された意見の概要

(8) 第7条の6第1項の意見書に記載された知事の意見

(9) 前2号の意見についての事業者の見解

(10) 対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

(11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(方法書説明会の開催)

第10条の2 事業者は、前条第1項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書の内容を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、調査地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、調査地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び調査地域市町村長に届け出なければならない。

3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、調査地域内において、方法書説明会の開催を周知させるよう努めなければならない。

4 事業者は、その責めに帰することのできない理由であつて規則で定めるものにより、前項の規定により周知させた方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、速やかに、その旨を知事及び調査地域市町村長に届け出るとともに、前条第1項に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書要約書の提

供その他の方法により、方法書の内容を周知するよう努めなければならない。  
5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び調査地域市町村長に報告しなければならない。

### 第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第14条 事業者は、前条第3項の規定により意見書が送付されたときは、当該意見書に記載された知事の意見を考慮するとともに、第11条第1項の意見書に記載された意見に配慮して、第9条第5号に掲げる事項に検討を加え、技術指針に基づき、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、技術的事項についての助言を書面により受けたい旨を知事に申し出ることができる。

### 第4節 準備書に係る手続

(準備書の作成等)

第16条 事業者は、前条の規定により環境影響評価を実施したときは、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「準備書要約書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 第11条第1項の意見書に記載された意見の概要
- (3) 第13条第1項の意見書に記載された知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目及び調査等の手法
- (6) 第14条第2項の助言がある場合には、その内容
- (7) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(対象事業の内容の一部についてそれに代わるものを含む事業の案の検討結果及び対象事業に密接に関連する事業について環境影響評価が行われた場合のその結果を含む。)
- (8) 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。)
- (9) 事後調査の内容
- (10) 環境影響に係る総合的な評価
- (11) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による準備書及び準備書要約書の提出があったときは、速やかに、対象事業の実施について法令又は条例の規定による許可、認可、

供その他の方法により、方法書の内容を周知させるよう努めなければならない。  
5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び調査地域市町村長に報告しなければならない。

### 第4節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第14条 事業者は、前条第3項の規定により意見書が送付されたときは、当該意見書に記載された知事の意見を考慮するとともに、第11条第1項の意見書に記載された意見に配慮して、第9条第10号に掲げる事項に検討を加え、技術指針に基づき、対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、技術的事項についての助言を書面により受けたい旨を知事に申し出ることができる。

### 第5節 準備書に係る手続

(準備書の作成等)

第16条 事業者は、前条の規定により環境影響評価を実施したときは、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)及びこれを要約した書類(以下「準備書要約書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1号から第9号までに掲げる事項
- (2) 第11条第1項の意見書に記載された意見の概要
- (3) 第13条第1項の意見書に記載された知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目及び調査等の手法
- (6) 第14条第2項の助言がある場合には、その内容
- (7) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(対象事業の内容の一部についてそれに代わるものを含む事業の案の検討結果及び対象事業に密接に関連する事業について環境影響評価が行われた場合のその結果を含む。)
- (8) 環境の保全及び創造のための措置(当該措置を講じることとするに至った検討の状況を含む。)
- (9) 事後調査の内容
- (10) 環境影響に係る総合的な評価
- (11) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合には、その者の氏名及び住所
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による準備書及び準備書要約書の提出があったときは、速やかに、対象事業の実施について法令又は条例の規定に基づく許可、認可、

免許、補助金の交付決定その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う者(以下「許認可権者」という。)に準備書及び準備書要約書の写しを送付するものとする。

(準備書説明会の開催)

- 第19条 事業者は、前条第1項に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の内容を周知させるための準備書説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 事業者は、準備書説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、関係地域内において、準備書説明会の開催を周知するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その責めに帰することのできない理由であって規則で定めるものにより、前項の規定により周知した準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に届け出るとともに、前条第1項に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書要約書の提供その他の方法により、準備書の内容を周知するよう努めなければならない。
- 5 事業者は、準備書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

#### 第5節 評価書に係る手続

#### 第6節 事業の実施及び事後調査に関する手続等

#### 第7節 事業の内容の変更等の手続

(変更に係る届出)

- 第30条 第二種事業を行おうとする者は、第8条第1項の規定による届出をした後、同条第3項の措置がとられるまでの間において、同条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事及び事業区域市町村長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、方法書を提出した後、事後調査を完了するまでの間において、第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事及び関係市町村長(第10条第1項の規定による公告がされた後、第17条第2項の規定により通知するまでの間)にあっては、調査地域市町村長。次項及び第4項、次条第5項並びに第32条第1項において同じ。)に届け出なければ

免許、補助金の交付決定その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を行う者(以下「許認可権者」という。)に準備書及び準備書要約書の写しを送付するものとする。

(準備書説明会の開催)

- 第19条 事業者は、前条第1項に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の内容を周知させるための準備書説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。
- 2 事業者は、準備書説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、関係地域内において、準備書説明会の開催を周知させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その責めに帰することのできない理由であって規則で定めるものにより、前項の規定により周知させた準備書説明会を開催することができない場合には、当該準備書説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、速やかに、その旨を知事及び関係市町村長に届け出るとともに、前条第1項に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書要約書の提供その他の方法により、準備書の内容を周知させるよう努めなければならない。
- 5 事業者は、準備書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、その状況を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。

#### 第6節 評価書に係る手続

#### 第7節 事業の実施及び事後調査に関する手続等

#### 第8節 事業の内容の変更等の手続

(変更に係る届出)

- 第30条 第二種事業を実施しようとする者は、第8条第1項の規定による届出をしてから同条第3項の措置がとられるまでの間において、同条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事及び事業区域市町村長に届け出なければならない。
- 2 事業者は、方法書を提出してから事後調査を完了するまでの間において、第9条第1号又は第2号に掲げる事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事及び関係市町村長(第10条第1項の規定による公告がされた後、第17条第2項の規定により通知するまでの間)にあっては、調査地域市町村長。次項及び第4項、次条第5項並びに第32条第1項において同じ。)に届け出なければ

ならない。

- 3 事業者は、第10条第1項の規定による公告がされた後対象事業に係る工事を完了するまでの間において、第9条第3号に掲げる事項を変更しようとする場合(第32条第1項第2号に掲げる場合を除く。)は、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が、規則で定める軽微な変更該当する場合であって、準備書又は評価書の作成以前に変更するときは、その時期に応じて、当該変更の内容を準備書又は評価書に記載することにより、この項の規定による届出に代えることができる。
- 4 知事は、前項の規定による届出があった場合は、規則で定めるところにより、第9条から第25条までに規定する環境影響評価その他の手続のうち既に実施された手続の全部又は一部の再実施の必要性について検討を行い、その必要性があると認めるときは第1号の措置を、その必要性がないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
  - (1) 第9条から第25条までに規定する環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施の必要性がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び関係市町村長に通知するとともに、その旨を公告すること。
  - (2) 第9条から第25条までに規定する環境影響評価その他の手続の再実施の必要性がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び関係市町村長に通知するとともに、その旨を公告すること。
- 5 前項第1号の措置がとられた事業者は、当該措置により再実施が必要とされた手続を行わなければならない。
- 6 事業者は、第25条第1項の規定による公告がされた後対象事業に係る工事に着手していない場合であって、第4項第1号の措置がとられたときは、再度の提出が必要とされる評価書についての第25条第1項の規定による公告がされるまで当該工事に着手してはならない。
- 7 事業者は、既に対象事業に係る工事に着手した場合であって、第4項第1号の措置がとられたときは、直ちに当該工事を中断し、再度の提出が必要とされる評価書についての第25条第1項の規定による公告がされるまで当該工事を再開してはならない。ただし、防災上緊急に必要な工事その他やむを得ないと知事が認める工事については、この限りでない。

(事業の廃止等に係る届出等)

第32条 事業者は、第10条第1項の規定による公告の日 から対象事業に係る工事を完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第9条第3号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

ならない。

- 3 事業者は、第10条第1項の規定による公告がされてから対象事業に係る工事を完了するまでの間において、第9条第3号に掲げる事項を変更しようとする場合(第32条第1項第2号に掲げる場合を除く。)は、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。ただし、当該事項の変更が、規則で定める軽微な変更該当する場合であって、準備書又は評価書の作成以前に変更するときは、その時期に応じて、当該変更の内容を準備書又は評価書に記載することにより、この項の規定による届出に代えることができる。
- 4 知事は、前項の規定による届出があった場合は、規則で定めるところにより、第9条から第25条までの規定による環境影響評価その他の手続のうち既に実施された手続の全部又は一部の再実施の必要性について検討を行い、その必要性があると認めるときは第1号の措置を、その必要性がないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
  - (1) 第9条から第25条までの規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施の必要性がある旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び関係市町村長に通知するとともに、その旨を公告すること。
  - (2) 第9条から第25条までの規定による環境影響評価その他の手続の再実施の必要性がない旨及びその理由を、書面をもって、当該届出をした者及び関係市町村長に通知するとともに、その旨を公告すること。
- 5 前項第1号の措置がとられた事業者は、当該措置により再実施が必要とされた手続を行わなければならない。
- 6 事業者は、第25条第1項の規定による公告がされた後対象事業に係る工事に着手していない場合であって、第4項第1号の措置がとられたときは、再度の提出が必要とされる評価書についての同条第1項の規定による公告がされるまで当該工事に着手してはならない。
- 7 事業者は、既に対象事業に係る工事に着手した場合であって、第4項第1号の措置がとられたときは、直ちに当該工事を中断し、再度の提出が必要とされる評価書についての第25条第1項の規定による公告がされるまで当該工事を再開してはならない。ただし、防災上緊急に必要な工事その他やむを得ないと知事が認める工事については、この限りでない。

(事業の廃止等に係る届出等)

第32条 事業者は、第10条第1項の規定による公告がされてから対象事業に係る工事を完了するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に届け出なければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第9条第3号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第一種事業又は第二種事業のいずれにも該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告するものとする。
- 3 第1項第3号の場合において、引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による届出までに引継ぎ前の事業者等が実施したこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続は新たに事業者等となった者が実施したものとみなし、引継ぎ前の事業者等について行われたこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続は新たに事業者等となった者について行われたものとみなす。

第4章 手続に係る特例等  
(手続の併合等)

第34条 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

- 1 又は2以上の第二種事業を実施しようとする者又は事業者は、相互に関連する複数の第二種事業又は対象事業について、これらの事業に係るこの条例 \_\_\_\_\_ の規定による環境影響評価等その他の手続(判定を含む。次項、次条及び第36条において同じ。)を併せて行うことができる。
- 2 複数の者がこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続を行う場合において、これらの者のうちから代表者を定めたときは、当該代表者は、この条例の規定による環境影響評価等その他の手続を代表して行うことができる。

(法の事業に係る手続)

第35条 第8条第2項の規定は法第2条第3項に規定する事業で法第4条第3項に規定する判定を受けていないものについて、第21条、第28条第2項、第29条、第41条から第43条まで、第45条(第3号及び第5号を除く。)及び第46条の規定は法第2条第4項に規定する対象事業(第21条の規定については、法第20条第4項に規定する場合におけるものを除く。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第29条第1項、第2項、第	事業者等	法対象事業者等

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を公告するものとする。
- 3 第1項第3号の場合において、引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による届出までに引継ぎ前の事業者等が実施したこの条例の規定に基づく環境影響評価等その他の手続は新たに事業者等となった者が実施したものとみなし、当該引継ぎ前の事業者等について行われたこの条例の規定に基づく環境影響評価等その他の手続は新たに事業者等となった者について行われたものとみなす。

第4章 手続に係る特例等  
(手続の併合等)

第34条 1 又は2以上の配慮書手続対象事業者(前章第1節の規定による計画段階配慮事項についての検討その他の手続(以下「配慮書手続」という。))を行い、又は行おうとする者をいう。以下同じ。)は、相互に関連する2以上の第一種事業等又は第二種事業について、これらの事業に係る配慮書手続を併せて行うことができる。

- 2 1 又は2以上の第二種事業を実施しようとする者又は事業者は、相互に関連する2以上の第二種事業又は対象事業について、これらの事業に係る第8条から前条までの規定による環境影響評価等その他の手続(以下「環境影響評価等手続」という)を併せて行うことができる。
- 3 2以上の者が配慮書手続又は環境影響評価等手続を行う場合において、これらの者のうちから代表者を定めたときは、当該代表者は、これらの手続を代表して行うことができる。

(法の事業に係る手続)

第35条 第8条第2項の規定は法第2条第3項に規定する事業で法第4条第3項に規定する判定を受けていないものについて、第21条、第28条第2項、第29条、第41条から第43条まで、第45条(第3号及び第5号を除く。)及び第46条の規定は法第2条第4項に規定する対象事業(第21条の規定については、法第20条第4項に規定する場合におけるものを除く。)について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第29条第1項、第2項、第	事業者等	法対象事業者等

4 項及び第 5 項、第 41 条、第 42 条第 1 項並びに第 46 条		
第 41 条	知事は	知事は、法第 2 条第 4 項に規定する対象事業に係る工事の着手後において
第 45 条	事業者等	法対象事業者等（法第 2 条第 5 項に規定する事業者を含む。以下この条及び第 35 条第 1 項において準用する次条において同じ。）
第 45 条第 2 号	方法書、準備書、評価書その他この条例	この条例

- 知事は、法第 9 条の規定による書類の送付を受けたときは、法第 2 条第 5 項に規定する事業者（次項から第 9 項までにおいて「法対象事業者」という。）に対し、当該書類に記載された意見についての見解を書面により求めることができる。
- 知事は、法第 10 条第 1 項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、前項の規定により見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときは、その見解に配慮するものとする。
- 知事は、法第 10 条第 5 項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、法第 9 条に規定する書類に記載された意見及び第 2 項の規定により

4 項及び第 5 項並びに第 42 条第 1 項		
第 41 条	知事は	知事は、法第 2 条第 4 項に規定する対象事業に係る工事の着手後において
	配慮書手続又は環境影響評価等手続を行い、又は行おうとする者（以下「配慮書手続等対象事業者」という。）	法対象事業者等
第 45 条及び第 46 条	配慮書手続等対象事業者	法対象事業者等（法第 2 条第 5 項に規定する事業者を含む。以下この条及び第 46 条において準用する次条において同じ。）
第 45 条第 2 号	配慮書、方法書、準備書、評価書その他この条例	この条例

- 知事は、法第 9 条の規定による書類の送付を受けたときは、法第 2 条第 5 項に規定する事業者（次項から第 9 項までにおいて「法対象事業者」という。）に対し、当該書類に記載された意見についての見解を書面により求めることができる。
- 知事は、法第 10 条第 1 項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、前項の規定により見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときは、その見解に配慮するものとする。
- 知事は、法第 10 条第 5 項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、法第 9 条に規定する書類に記載された意見及び第 2 項の規定により

見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときのその見解に配慮するものとする。

5 知事は、法第10条第1項若しくは第5項又は法第20条第1項若しくは第5項の規定により意見を述べようとするときは、専門委員会の意見を聴かなければならない。

6 知事は、法第10条第1項又は第5項の規定により書面による意見を述べたときは、速やかに、当該書面の写しを法第6条第1項に規定する市町村長に送付するものとする。

7 知事は、第1項において準用する第21条第3項の規定により公聴会意見書を法対象事業者に送付したときは、当該法対象事業者に対し、当該公聴会意見書に記載された意見についての見解を書面により求めることができる。

8 知事は、法第20条第1項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、第1項において準用する第21条第1項の意見及び前項の規定により見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときのその見解に配慮するものとする。

9 知事は、法第20条第5項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、法第19条に規定する書類に記載された意見及び法対象事業者の見解に配慮するものとする。

10 知事は、法第20条第1項又は第5項の規定により書面による意見を述べたときは、速やかに、当該書面の写しを法第15条に規定する関係市町村長に送付するものとする。

11 法第38条の2第1項に規定する事業者（次項及び第13項において「法対象事業者」という。）は、法第38条の3第1項の規定により法第38条の2第1項に規定する報告書の送付をしたときは、当該報告書を知事及び法第15条に規定する関係市町村長（法第38条の3第1項の規定により当該報告書の送付を受けた者を除く。）に提出しなければならない。

12 知事は、前項の報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、法対象事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。

13 法対象事業者は、前項の措置を講じるよう求められた場合は、その内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。

14 知事は、第12項の措置を講じるよう求めた場合は、その旨を法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。

15 法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当する場合において、法の規定による環境影響評価その他の手続で知事が認めたものは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続とみなす。

見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときのその見解に配慮するものとする。

5 知事は、法第10条第1項若しくは第5項又は法第20条第1項若しくは第5項の規定により意見を述べようとするときは、専門委員会の意見を聴かなければならない。

6 知事は、法第10条第1項又は第5項の規定により書面による意見を述べたときは、速やかに、当該書面の写しを法第6条第1項に規定する市町村長に送付するものとする。

7 知事は、第1項において準用する第21条第3項の規定により公聴会意見書を法対象事業者に送付したときは、当該法対象事業者に対し、当該公聴会意見書に記載された意見についての見解を書面により求めることができる。

8 知事は、法第20条第1項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、第1項において準用する第21条第1項の意見及び前項の規定により見解を求めた場合で法対象事業者の見解があるときのその見解に配慮するものとする。

9 知事は、法第20条第5項の規定により書面による意見を述べようとする場合において、法第19条に規定する書類に記載された意見及び法対象事業者の見解に配慮するものとする。

10 知事は、法第20条第1項又は第5項の規定により書面による意見を述べたときは、速やかに、当該書面の写しを法第15条に規定する関係市町村長に送付するものとする。

11 法第38条の2第1項に規定する事業者（次項及び第13項において「法対象事業者」という。）は、法第38条の3第1項の規定により法第38条の2第1項に規定する報告書の送付をしたときは、当該報告書を知事及び法第15条に規定する関係市町村長（法第38条の3第1項の規定により当該報告書の送付を受けた者を除く。）に提出しなければならない。

12 知事は、前項の報告書の内容について審査を行い、環境の保全及び創造について更に適正な配慮がなされる必要があると認める場合は、法対象事業者に対し、必要な措置を講じるよう求めることができる。

13 法対象事業者は、前項の措置を講じるよう求められた場合は、その内容に従い、法第2条第4項に規定する対象事業に係る工事又は工事完了後の事業活動を行わなければならない。

14 知事は、第12項の措置を講じるよう求めた場合は、その旨を法第15条に規定する関係市町村長に通知するものとする。

15 法第3条の9第1項第2号に該当する場合において、法の規定に基づく計画段階配慮事項の検討その他の手続で知事が認めたものは、配慮書手続とみなす。

16 法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当する場合において、法の規定に基づく環境影響評価その他の手続で知事が認めたものは、この条例の規定に基づく環境影響評価その他の手続とみなす。

16 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者が法の規定による環境影響評価その他の手続を行う場合における次の表の左欄に掲げるこの条の規定の適用については、この条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前項	法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項	法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される第29条第2項
----	----------------------------	---

（都市計画法の適用を受ける事業に関する特例）

第36条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる事業又は同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる施設に係る事業が第一種事業又は第二種事業のいずれかに該当する場合についてのこの条例の規定による環境影響評価等その他の手続については、当該都市計画の決定又は変更をする者（以下「当該都市計画決定権者」という。）が府である場合にあっては府が当該対象事業に係る事業者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画決定権者が府以外の者である場合にあってはその者が当該対象事業に係る事業者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

17 法第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者が法の規定に基づく環境影響評価その他の手続を行う場合における次の表の左欄に掲げるこの条の規定の適用については、この条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

前項	法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項	法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項
----	----------------------------	--

（都市計画法の適用を受ける事業に関する特例）

第36条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定に基づき都市計画に定められる事業又は同条第5項に規定する都市施設として同法の規定に基づき都市計画に定められる施設に係る事業（以下「都市計画事業」と総称する。）が第一種事業等又は第二種事業のいずれかに該当する場合についての配慮書手続については、当該都市計画の決定又は変更をする者（以下「当該都市計画決定権者」という。）が府である場合にあっては府がこれらの事業に係る配慮書手続対象事業者に代わる者として、規則で定めるところにより、これらの事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画決定権者が府以外の者である場合にあってはその者がこれらの事業に係る配慮書手続対象事業者に代わる者として、規則で定めるところにより、これらの事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

2 都市計画事業が第二種事業に該当する場合についての環境影響評価等手続（判定に係る手続に限る。）については、当該都市計画決定権者が府である場合にあっては府が当該事業を実施しようとする者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画決定権者が府以外の者である場合にあってはその者が当該事業を実施しようとする者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

3 都市計画事業が対象事業に該当する場合についての環境影響評価等手続（判定に係る手続を除く。）については、当該都市計画決定権者が府である場合に

(市町村の条例との関係)

第38条 第二種事業又は対象事業に該当する事業で、その事業実施区域の全部がこの条例の規定と同等以上の効果が期待できるものとして規則で定める条例(以下「特定条例」という。)の適用を受けるものについては、この条例の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、当該事業に係る当該特定条例の規定による

環境影響評価等その他の手続が実施されるべき地域(

事業実施区域を除く。)に当該特定条例を制定する市町村以外の市町村の区域が含まれるときは、当該特定条例を制定する市町村の長は、当該区域における環境影響評価等その他の手続について、知事と協議することができる。

3 第1項の場合を除くほか、第二種事業又は対象事業に該当する事業が特定条例の適用を受ける事業である場合は、知事は、この条例の規定による環境影響評価等その他の手続と特定条例の規定による環境影響評価等その他の手続について、当該特定条例を制定する市町村の長と協議するものとする。

4 前項の規定による協議に基づき行われた特定条例の規定による環境影響評価等その他の手続については、この条例の規定による環境影響評価等その他の手続とみなす。

(隣接府県の知事との協議)

第39条 知事は、対象事業の関係地域とすべき地域に府の区域に属しない地域が含まれている場合は、当該地域に係る環境影響評価等その他の手続について、当該地域の存する府県の知事と協議するものとする。

(報告)

第41条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者等

あつては府が当該事業者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとし、当該都市計画決定権者が府以外の者である場合にあつてはその者が当該事業者に代わる者として、規則で定めるところにより、当該事業又は事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うことができる。

(市町村の条例との関係)

第38条 市町村が配慮書手続又は環境影響評価等手続に関して条例を制定した場合において、これらの手続の対象となる事業に関し、配慮書手続にあつてはその事業実施想定区域の、環境影響評価等手続にあつてはその事業実施区域の全部が、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定めるものの適用を受けるときは、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

2 前項の場合において、当該事業に係る同項の規定の適用を受ける市町村の条例(以下「特定条例」という。)の規定で同項の規則で定めるものに基づく環境影響評価等その他の手続が実施されるべき地域(当該手続が、配慮書手続に相当する手続に該当する場合にあつては事業実施想定区域を、環境影響評価等手続に相当する手続に該当する場合にあつては事業実施区域を除く。)に当該特定条例を制定した市町村以外の市町村の区域が含まれるときは、当該特定条例を制定した市町村の長は、当該区域における環境影響評価等その他の手続について、知事と協議することができる。

3 第1項の場合を除くほか、配慮書手続又は環境影響評価等手続の対象となる事業が特定条例の規定の適用を受けるときは、知事は、これらの手続と当該特定条例の規定に基づく環境影響評価等その他の手続について、当該特定条例を制定した市町村の長と協議するものとする。

4 前項の規定による協議に基づき行われた特定条例の規定に基づく環境影響評価等その他の手続については、この条例の規定に基づく環境影響評価等その他の手続とみなす。

(隣接府県の知事との協議)

第39条 知事は、第一種事業等若しくは第二種事業の計画段階関係地域とすべき地域又は対象事業の調査地域若しくは関係地域とすべき地域に府の区域に属しない地域が含まれている場合は、当該地域に係る環境影響評価等その他の手続について、当該地域の存する府県の知事と協議するものとする。

(報告)

第41条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、配慮書手続又は環境影響評価等手続を行い、又は行おうとする者(以

\_\_\_\_\_に対し、報告を求めることができる。

(勧告)

第45条 知事は、事業者等\_\_\_\_\_が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者等\_\_\_\_\_に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
- (2) 方法書\_\_\_\_\_、準備書、評価書その他この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- (3) 第8条第5項、第28条第1項又は第30条第6項(第31条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して工事に着手したとき。
- (4) 第28条第3項又は第29条第5項の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。
- (5) 第30条第7項(第31条第4項において準用する場合を含む。この項において同じ。)の規定に違反して工事を中断せず、又は第30条第7項の規定により中断した工事を再開したとき。
- (6) 第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。
- (7) 第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(公表)

第46条 知事は、事業者等\_\_\_\_\_が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る事業者等\_\_\_\_\_に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該事業者等\_\_\_\_\_の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。

下「配慮書手続等対象事業者」という。)に対し、報告を求めることができる。

(勧告)

第45条 知事は、配慮書手続等対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該配慮書手続等対象事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して環境影響評価等その他の手続を行わないとき。
- (2) 配慮書、方法書、準備書、評価書その他この条例の規定に基づき提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- (3) 第8条第5項、第28条第1項又は第30条第6項(第31条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して工事に着手したとき。
- (4) 第28条第3項又は第29条第5項の規定に違反して工事又は工事完了後の事業活動を行ったとき。
- (5) 第30条第7項(第31条第4項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して工事を中断せず、又は第30条第7項の規定により中断した工事を再開したとき。
- (6) 第41条の規定に違反して報告をせず、又は同条の報告に虚偽の内容があるとき。
- (7) 第42条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(公表)

第46条 知事は、配慮書手続等対象事業者が正当な理由なく前条の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る配慮書手続等対象事業者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、当該配慮書手続等対象事業者の出席を求め、釈明の機会を与えるための意見の聴取を行わなければならない。